平成２８年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市福田町古新田660番地８　サンシティー中野Ａ－202号
債務者　石井　和憲
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
埼玉県飯能市茜台１丁目12番地　トモニー茜台　風105
債務者　三上　拓也
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４７号
埼玉県入間市東藤沢５丁目８番12号　レオパレスアーク201
債務者　林　　宏臣
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７１号
埼玉県ふじみ野市上ノ原１丁目２番地56
債務者　木村　弘恵
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７６号
埼玉県入間市小谷田３丁目８番40号
債務者　石山　武雄
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３８号
岐阜県（以下省略）、住民票上の住所岐阜県多治見市大薮町1214番地の３
債務者　宮嶋　理衣（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第９１号
北海道帯広市西２条南24丁目13番地　鹿瀬ハイツ203
債務者　竹内　聖実（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
北海道中川郡池田町字西１条10丁目２番地の１
債務者　宮野　幸浩
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
北海道中川郡池田町字西１条10丁目２番地の１
債務者　宮野　直美
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
山形県酒田市東泉町４丁目３番地の７　ブルータウンＤ号、前住所山形県酒田市ゆたか３丁目５番地の12
債務者　草刈　　香
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第４０２号
埼玉県草加市氷川町361番地５　氷川貸家１－２号
債務者　菅沼　典子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０３号
埼玉県草加市氷川町361番地５　氷川貸家１－２号
債務者　菅沼　由佳
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目16番６号　ファミール杉戸102
債務者　大木　　進
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
埼玉県所沢市小手指町３丁目22番地の２
債務者　木村　照代
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２３７号
埼玉県本庄市日の出３丁目６番43号　加藤ハイツ103
債務者　早野　勝惠
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５５号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地41棟306号
債務者　水谷　淑子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４１７号
北九州市小倉北区片野３丁目６番31－201号
債務者　下村みゆき
1　決定年月日時　平成28年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部